

(愛玩動物用飼料の成分規格等に関する省令の一部改正)

第六条 愛玩動物用飼料の成分規格等に関する省令(平成二十一年
農林水産省 令第一号)の一部を次のよう
に改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分の
ように改める。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>別表</p> <p>1 販売用愛玩動物用飼料の成分規格</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 次の表の第1欄に掲げる農薬（農薬取締法（昭和23年法律第82号）<u>第2条第1項</u>に規定する農薬をいう。）の使用に伴い残留するその農薬の成分である物質（その物質が化学的に変化して生成した物質を含む。）の販売用愛玩動物用飼料中の含有量は、それぞれ同表の第2欄に定める量以下でなければならない。</p> <p>(略)</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> | <p>別表</p> <p>1 販売用愛玩動物用飼料の成分規格</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 次の表の第1欄に掲げる農薬（農薬取締法（昭和23年法律第82号）<u>第1条の2第1項</u>に規定する農薬をいう。）の使用に伴い残留するその農薬の成分である物質（その物質が化学的に変化して生成した物質を含む。）の販売用愛玩動物用飼料中の含有量は、それぞれ同表の第2欄に定める量以下でなければならない。</p> <p>(略)</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> |